



2023年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー
代表者名 代表取締役社長 若尾 一史
(コード番号 9702 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 竹田 陽一
(TEL. 03-3490-1761)

再発防止策の策定に関するお知らせ

2023年2月28日付「特別調査委員会による調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は特別調査委員会から不適切な取引の事案の発生原因に関する分析結果及び再発防止策の提言を受けました。

当社は特別調査委員会から指摘された発生原因及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を検討してまいりましたところ、本日開催の取締役会において、当社が取り組む再発防止策について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を着実に実行し、実効的なガバナンスの構築及びコンプライアンスの徹底を図ることにより、皆様の信頼回復と当社グループの企業価値の向上に尽力してまいりますので、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 特別調査委員会からの再発防止策の提言内容（要旨）

特別調査委員会による再発防止策の提言（要旨）は、以下のとおりです。詳細につきましては、2023年2月28日付「特別調査委員会による調査報告書受領に関するお知らせ」をご覧ください。

- (1) M&Aに係るリスクの低減
- (2) 内部統制システムの改善
- (3) グループ統制・管理体制の強化
- (4) コンプライアンス教育の徹底

2. 再発防止策の内容

当社は、実効的なガバナンスの構築及びコンプライアンスの徹底を図るため、特別調査委員会からの再発防止策の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。

(1) M&Aに係るリスクの低減

M&Aの実施に際しては、対象会社が抱える多様なリスクが当社グループのリスクに直結することに鑑み、案件の検討開始から、意向表明、基本合意書の締結、デューディリジェンス結果を踏まえた検討、株式譲渡等の契約締結の各段階において適宜、監査等委員（社外取締役）を含めた取締役との間で実質的な議論を尽くし、リスクを十分に認識するとともに実効的なリスク低減措置を講じた上で判断を行うことといたします。

- ① 取締役会等への十分な情報の提供とより実質的な審議の実施 [随時]
- ② デューデューリジェンス指摘リスクへの実効的なリスク低減措置と報告 [随時]
- ③ グループ会社化直後などにおける効果的な統制活動・モニタリングの実施 [随時]

(2) 内部統制システムの改善

株式会社スリーエスにおける不適切な取引の発生防止を図るため、同社総合管理部による外注先等との取引に関する定期的なモニタリングの実施、同社取締役会への定期報告を行うことといたします。また、不適切な取引の発生可能性が高い取引に関しては、取引の実在性の確認・検証を行うことなどにつきマニュアル等に定め、その実施を徹底いたします。接待交際費については、現時点においても一定のモニタリングはなされているものの、これに加えて、事前承認及び金額上限等を定めた規程を整備するとともに事後的なモニタリングをいたします。

- ① 部門間牽制・モニタリング体制の確立・運用の徹底 [2023年4月]
- ② 取引の実在性等の確認・検証 [2023年4月]
- ③ 口座貸し取引の原則禁止 [2023年4月]
- ④ 接待交際費に関する規程の整備・モニタリング [2023年5月]

(3) グループ統制・管理体制の強化

グループ統制の強化を図るため、グループ会社の管理を管理本部担当取締役が統括し、グループ統制室長が指揮して行う体制への変更、及びグループ統制に関する情報が適切に親会社である当社の取締役会等に共有・改善される制度を整備いたします。また第2線である当社管理部門より、グループ会社の内部統制の充実や運用の改善に向けた助言、モニタリングの支援を行うとともに、第3線である当社監査室より、グループ会社を対象とした運用の改善がなされているかの定期的なモニタリングなど、より効果的な内部監査の実施に向け、人員の増強をいたします。

グループ会社での経営陣の兼務については、事業的シナジー発揮の観点だけではなく、グループ会社の管理・監督などの観点も十分に考慮したうえで、慎重に決定することといたします。

- ① グループ統制担当取締役及び執行役員の任命 [2023年3月]
- ② グループ統制部門及び会議体の新設 [2023年3月]
- ③ 第2線・管理部門による健全な牽制、支援及び監督体制の確立 [2023年4月より順次]
- ④ 第3線・監査部門の内部監査強化及び運用改善促進 [2023年4月より順次]
- ⑤ 経理部門及び監査部門の人員の増強 [2023年4月より順次]
- ⑥ グループ会社役員人事の適正化 [2023年3月]
- ⑦ グループ内再編等の検討 [必要に応じて検討]

(4) コンプライアンス教育の徹底

不適切な取引の事案発生を教訓としたコンプライアンス教育を実施することとし、役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

- ① 役員向け及び従業員向けコンプライアンス研修の実施 [2023年4月、6月、7月。以後継続的に]
- ② コンプライアンス重視の経営姿勢を示すトップメッセージの定期的な発信 [2023年3月より継続的に]

以 上